



目 次

告 示	ページ
◎海岸保全区域の指定 (港湾・海岸課)	1
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 ( " )	1
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第875号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成30年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

白浜海岸

1 基準点

- (1) 幡多郡黒潮町白浜字屋敷田43番1地先の点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角217度48分44秒70.032メートルの点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角188度37分09秒157.954メートルの点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角186度11分07秒85.473メートルの点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点4とする。
- (5) 基準点4から方位角173度37分13秒53.916メートルの点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点5とする。
- (6) 基準点5から方位角171度52分21秒85.034メートルの点 (基準<sup>○</sup>点) を基準点6とする。

2 補助点

- (1) 基準点1から基準点6までの間の海上に基1Aから基6Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点6までの間の陸側は、基1B1から基6B1までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

- 基1A 基準点1から方位角99度59分59秒73.000メートルの点
- 基2A 基準点2から方位角87度43分10秒52.827メートルの点
- 基4A 基準点4から方位角101度48分53秒53.422メートルの点
- 基6A 基準点6から方位角82度58分13秒49.540メートルの点
- 基1B1 基準点1から方位角280度00分02秒1.768メートルの点
- 基1B2 基準点1から方位角241度08分52秒9.491メートルの点
- 基1B3 基準点1から方位角235度30分34秒20.093メートルの点
- 基1B4 基準点1から方位角232度05分32秒31.224メートルの点
- 基1B5 基準点1から方位角228度56分24秒41.844メートルの点
- 基1B6 基準点1から方位角226度08分09秒51.118メートルの点
- 基1B7 基準点1から方位角223度09分58秒60.848メートルの点
- 基2B1 基準点2から方位角201度08分13秒13.161メートルの点
- 基2B2 基準点2から方位角195度07分42秒30.209メートルの点
- 基2B3 基準点2から方位角193度37分54秒50.195メートルの点
- 基2B4 基準点2から方位角192度25分20秒70.210メートルの点
- 基2B5 基準点2から方位角191度53分08秒92.082メートルの点
- 基2B6 基準点2から方位角191度01分23秒130.530メートルの点
- 基3B1 基準点3から方位角330度08分47秒9.550メートルの点
- 基3B2 基準点3から方位角214度59分25秒13.580メートルの点
- 基3B3 基準点3から方位角197度42分51秒33.126メートルの点
- 基3B4 基準点3から方位角191度47分21秒52.630メートルの点
- 基3B5 基準点3から方位角188度51分54秒73.021メートルの点
- 基4B1 基準点4から方位角343度07分36秒7.090メー

- ルの点
- 基4B2 基準点4から方位角186度15分30秒11.375メートルの点
- 基4B3 基準点4から方位角179度34分27秒29.190メートルの点
- 基4B4 基準点4から方位角178度25分50秒47.249メートルの点
- 基5B1 基準点5から方位角264度01分35秒6.111メートルの点
- 基5B2 基準点5から方位角250度16分15秒2.044メートル方の点
- 基6B1 基準点6から方位角262度49分47秒3.445メートルの点

3 区域

基1Aから基6Aまで、基6B1から基1B1まで及び基1Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第876号

昭和33年5月高知県告示第370号 (海岸保全区域の指定) の一部を次のように改正する。

平成30年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

別表白浜の項を削る。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第41条の規定により、狩猟免許試験 (以下「試験」という。) を次のとおり実施する。

平成30年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成31年1月12日 午前10時から	土佐町保健福祉センター	わな猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円 (高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、試験を実施する日の10日前までに到着するように

提出すること。

- 4 狩猟免許申請書の配布場所  
高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他  
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画道路（3・4・30号旭駅城山町線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
高知市旭駅前町及び旭町二丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知土木事務所道路建設課並びに高知市都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成30年11月13日から同月27日まで